

3-3 所得種類別課税状況

(1) 利子所得等の課税状況

区 分		課 税 分		非 課 税 分		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	障害者等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額	そ の 他 非 課 税 分 支 払 金 額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
公	債	936,413	140,462	9,634	4,888,525	5,834,572	140,462
社	債	1,062,133	159,320	1,295	404,757	1,468,185	159,320
預貯金	銀 行 預 金	12,255,013	1,838,252	187,840	1,285,883	13,728,736	1,838,252
	銀行以外の金融機関の預金	8,087,600	1,213,140	396,675	3,054,740	11,539,015	1,213,140
	勤 務 先 預 金	1,436,800	215,520	1,887	-	1,438,687	215,520
合同運用信託の収益の分配		60,893	9,134	2,075	825	63,793	9,134
公社債投資信託の収益の分配等		143,420	21,513	278	831	144,529	21,513
小 計		23,982,272	3,597,341	599,684	9,635,561	34,217,517	3,597,341
定期積金の給付補てん金等		800,766	120,115	-	48,683	849,449	120,115
匿名組合契約等に基づく利益の 分配、生命保険等の差益		221,576	17,336	78	-	221,654	17,336
割引債の償還差益		-	-	-	-	-	-
計		25,004,614	3,734,792	599,762	9,684,244	35,288,620	3,734,792

調査対象等：平成24年2月から平成25年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(2) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分		非 課 税 分	特 例 税 率 適 用 分		合 計	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
剰余金の配当、利益の配当、 剰余金の分配、基金利息、 特定投資法人の投資口の配当等	千円 53,784,626	千円 11,054,256	千円 5,481,219	千円 8,375,250	千円 597,623	千円 67,641,095	千円 11,651,879
投資信託（公社債投資信託及び公募公 社債等運用投資信託を除く。）及び特 定受益証券発行信託の収益の分配	-	-	540,781	901,294	60,729	1,442,075	60,729
源泉徴収選択口座内配当等	-	-	-	18,112,296	1,264,406	18,112,296	1,264,406
計	53,784,626	11,054,256	6,022,000	27,388,840	1,922,758	87,195,466	12,977,014

調査対象等：平成24年2月から平成25年1月までに配当等の支払者から提出された「配当等の所得税徴収高計算書」及び「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	5,492,813	383,039

調査対象等： 平成24年2月から平成25年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(4) 給与所得及び退職所得の課税状況

区 分		官 公 庁		そ の 他		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
給 与 所 得	俸 給 ・ 給 料 ・ 賞 与	千円 1,363,695,538	千円 40,961,734	千円 5,578,787,845	千円 180,604,142	千円 6,942,483,383	千円 221,565,876
	日 雇 労 働 者 の 賃 金	2,066,651	53,964	49,170,321	743,513	51,236,972	797,477
	計	1,365,762,189	41,015,698	5,627,958,166	181,347,655	6,993,720,355	222,363,353
退 職 所 得		105,851,899	1,520,089	128,923,330	3,982,742	234,775,229	5,502,831
災害減免法により徴収猶予したもの		-	-	-	12,481	-	12,481

調査対象等： 給与等の支払者から平成25年4月30日までに提出された「法定調書合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成24年2月から平成25年1月までに提出された「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

用語の説明：1 「官公庁」とは、政府機関、地方公共団体及びこれらの関係機関（所得税法別表第一の第一号に掲げる法人等のうち、公庫、事業団、国立大学法人等、国・地方公共団体が全額出資しているもの及び特定独立行政法人をいう。）を集計したものである。

2 「法定調書」とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当及び剰余金の分配の支払調書、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。

3 「徴収猶予」とは、通常の法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

(5) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分		支 払 金 額	源泉徴収税額
法 第 2 0 4 条 該 当	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料	千円 8,067,161	千円 863,480
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	50,221,429	5,472,801
	診療報酬	13,968	1,203
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料	25,338,482	1,558,587
	芸能等についての出演・演出等の報酬又は料	841,315	121,625
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料	9,628,173	524,366
	契約金・賞金	531,969	50,548
	小 計	94,642,497	8,592,610
法第203条の2該当（公的年金等）		3,142,707	131,257
法第207条該当（生命保険契約等に基づく年金）		83,631,186	469,673
法第174条該当（馬主に支払われる競馬の賞金等）		-	-
計		181,416,390	9,193,540
災害減免法により徴収猶予したもの		-	-

調査対象等： 報酬・料金等の支払者から、平成25年4月30日までに提出された「法定調書の合計表（報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書）」及び平成24年2月から平成25年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(6) 非居住者等所得の課税状況

区 分	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	19,182	3,097
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、基金利息、投資信託 (公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)及び 特定受益証券発行信託の収益の分配	439,011	27,080
匿名組合契約に基づく利益の分配	61,370	12,274
給 与 ・ 賞 与 等	475,415	95,080
退 職 手 当 等	55,070	11,014
人 的 役 務 の 報 酬	215	43
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料 又はその譲渡による対価	275,469	30,458
著作権の使用料又はその譲渡による対価	52,926	5,487
貸 付 金 の 利 子	5,213	600
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、 船舶の貸付による所得	215,726	35,650
機 械 等 の 使 用 料	—	—
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価	17,280	1,728
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	621,529	115,428
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	—	—
賞 金	132	26
合 計	2,238,538	337,965

調査対象等：平成24年2月から平成25年1月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。